

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年11月12日（金）16:00～16:33
- 2 場所 永田町合同庁舎7階703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授
- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会社員・理事
- 委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士

<提案者>

- 山口 功作 高松市スマートシティアドバイザー
高松市スーパーシティ構想アーキテクト
- 小澤 孝洋 高松市総務局参事・デジタル推進部長
- 金川 邦広 高松市総務局デジタル戦略課長
- 伊賀 大介 高松市都市整備局建築指導課課長補佐

<事務局>

- 山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
- 黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 高松市から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の提案内容
- 3 閉会

○喜多参事官 本日は、10月15日に高松市から再提案がありましたスーパーシティに関する規制改革の提案につきまして、提案内容の具体化等のためのワーキンググループヒアリングを実施いたします。

資料の取扱いについてですが、高松市からの提出資料は公開予定、規制所管省庁からの回答は暫定版であるため非公開の予定、また、本日の議事については公開予定です。

それでは、八田座長に議事進行をお願いいたします。

○八田座長 こんにちは。御参加どうもありがとうございます。

それでは、本日は高松市から大体7～8分で今度の再提案の概要についてお話をいただき、その後、委員で質疑をしたいと思います。

高松市、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小澤部長 よろしくお願ひします。早速、説明させていただきます。

高松市のスーパーシティ構想の再提案でございますが、4月に提案させていただいた本市の目指す都市像である「フリーアドレスシティたかまつ」を実現するための提案として、移動データを鍵としてあらゆるサービスをつなげていく、4年間、都市OSを活用してきた高松ならではのオープンなデータ連携基盤を築いていくという、この全体像は維持したまま、さらにフリーアドレスシティたかまつをパワーアップさせる起爆剤として、今回、三つの規制改革の再提案、特にデジタルマップ基盤である高松版ベース・レジストリの整備というところで、デジタル田園都市国家構想のモデル都市を実現しようという提案をさせていただきます。

全体概要ですけれども、交通分野と防災分野は、これまでに提案したサービスに関する規制改革でございます。あとは連携基盤のところではデジタルマップを御提案しております。この一つ目の交通分野の「バタクス」に関する提案については、先日の9月30日の特区ワーキンググループヒアリングで御議論いただいて、国土交通省とも議論を深めております。実証実験も行っておりますので、今回は割愛させていただきます。この後、防災分野の「逃げ遅れゼロ」に関する気象業務法の話とベース・レジストリのお話を御説明いたします。

防災分野の「逃げ遅れゼロ」についてでございますが、高松市がこれまで4年間、スマートシティの取組として進めてきた強みを生かして、リアルハザードマップとかマイポータルといった一人一人に合わせた、きめ細やかな情報発信によって自主避難を促進していくようなサービス展開になっております。

市民にいち早く情報を発信して自主避難していただくためには、データに基づいた水位予測を行い、できるだけ早くお届けしたいのですけれども、予測結果を配信すること自体が気象業務法上の洪水及び気象予報に該当するということで実現困難でございました。

気象庁が一級河川、二級河川については洪水予報の対象としておりますけれども、市町村が管理している準用河川とか普通河川、より小さい水路みたいなところについても予報を行うことできめ細やかな情報提供ができるのではないかと、高松市で地域のローカルなデータを使って市民に対して洪水予報をやりたいという御提案になっております。

前回、夏に頂いた国土交通省からの御回答によりますと、洪水予報業務については、これまで気象庁以外の者には許可を行っていないが、今、有識者会議において、気象庁以外の者における洪水の予報業務の許可についても検討しているところであるという御回答をいただいております。

ただ、その報告書も確認させていただきましたが、確かに民間への、これは民間に自治体も含むと思いますけれども、許可については緩和の方向性が示されていますが、まだ気

象予報士の介在の必要性ですとか、あと情報提供の範囲を限定しているなど、このあたりが我々のやりたいサービスを考えますとちょっと使いにくい可能性があるのではないかと、改めて規制緩和について3点、御提案させていただきました。一つ目の許可については、4月から御提案していました本市への洪水に係る予報業務の許可でございます。二つ目は、気象予報士の設置義務の緩和ということで、ローカルなデータを使って市の管理する河川について予報する、自動的に予測を行うために、気象予報士の設置義務や予想業務の独占要件の緩和をお願いしたいということでございます。加えて、三つ目として、予報の提供先の範囲については、事前に同意を得て契約を結んだ人に対してしか提供できないというのが報告書の方向性にありましたが、できるだけ簡易な方法で、できるだけオープンデータの形でやりたいというのが我々の思いですので、スーパーシティ構想の中で住民合意を得ていく中でオープンな形での情報発信ができるように緩和していただきたいというのが逃げ遅れゼロの話でございます。

駆け足でございますが、次に、ベース・レジストリの説明に移らせていただきます。

スーパーシティ構想で、我々は、移動のデータを鍵にしていくということを申し上げましたが、これまで防災、物流、交通、離島と色々なサービスを考えていくに当たって、それぞれのサービスごとにバラバラなマップが出てきてしまいます。そこをもう少しマップを一元化していきたいというのが考えでございます。特にデータそのもののデジタル化が進んでいない以上に、基盤となる行政サービスがきちんとデジタル時代に合わせたDXができていないのではないかとということで、一元的なマップを作るためにベース・レジストリ、台帳類をデジタル化していきたいという御提案になります。

今、デジタル庁のほうでもベース・レジストリということで、資料13ページの上にありますように、データについてオープンにしていましょ、ベース・レジストリを整備していましょということを掲げておりますけれども、「土地・地図」とありますが、マップに関するベース・レジストリについては、まだ検討が不十分であると考えております。特に自治体が保有する道路、河川、下水、農業、建築といった様々なマップに起因するようなデータをデジタルにしていくためには、バラバラの管理法令でバラバラに整備するのではなくて、地域で活用できるデジタルマップを一元化していきたいと考えております。

また、行政手続の観点でも、今、申請から写しの発行まで30分以上お待たせしたりとか、紙で保管しなければいけない物理的な空間の限界があったり、業務改善の視点でもデジタル化の恩恵は非常に大きいと考えております。

今回、移動情報に加えて地図の情報を基盤として整備していきたいということを御提案しておりますが、やはりコスト的にも非常にかかるということもございますので、地方でDXを推進するためのロードマップ、地図情報を構築するためのロードマップを御提案したいと思っております。

16ページは管理法令の課題でございますが、道路、河川、下水道、公園、建築を例で挙げましたが、それぞれ別々の関係法令になっておりまして、それぞれ図面に載せなければ

ならない情報ですとか、地形地物でありますとか、縮尺ですとか、求められる条件がバラバラになっています。これを全てそれぞれ満たしたような形でデジタル化するのは非常にコストもかかります。画像でそれぞれ持たなければいけないということで、これをできるだけデジタル時代に合わせた効率的な持ち方に変えていきたいと思いますということを御提案しております。

17ページはマップの画像の部分と属性情報を置いてあるデータの部分を分けながらうまく効率的な持ち方をしたいと思いますという御提案でございます。

管理法令の話で言いますと、保管義務です。それぞれの台帳の管理法令ごとに保管義務を定めておられまして、これからデジタルの時代、デジタルマップを持つと、必ずしも市のサーバーで全部持つわけではなくて、民間が持つ部分、市が持つ部分に分かれていったとき、渾然一体とした全体で保管という話になってくると、これまでの管理法令上の保管義務は考え方に合わないのではないかと考えて規制緩和を御提案させていただいております。

これらが実現しますと、各サービスの横のつながりがより強化されまして、官民連携した新しいサービスがどんどん生まれていくのではないかと考え、今回再提案をさせていただきました。

駆け足でございますが、私の説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

委員の皆様からお話を伺う前に一つだけ伺いたいのですが、洪水の水位予測に関してです。役所のほうとしては事前に契約をしてほしいということが、オープンデータをしたいということの希望と違うということでしたが、この契約の相手が市に対して契約して、市がこれをオープンにするという形の契約では無理なのでしょうか。そこだけまず伺いたいと思います。

○小澤部長 我々の理解ですけれども、予報自体の主体、高松市が予報して高松市から情報発信をしたいというのがまずあります。市から提供する先の市民とそれぞれ契約を結んで、結んだ人に対してしか提供してはいけなくなると、ID、パスを発行してみたいなことになると思いますけれども、いざ災害が起こったときに、登録していないと予報を見られないような話では、非常に使いづらいですし、そこで具体的に細かく説明してみたいなことは、現実的に難しいので、できるだけオープンにすぐ見てもらえるような形をやりたいと考えております。また、個別の契約というところが、画面上の同意のようなものではダメみたいなことまで具体的に書かれていましたので、その方法だと我々の考えるオープンな形の情報提供はできないのではないかと考えております。

○八田座長 分かりました。私は市が提供するのではなくて民間の予測会社が提供するのかと思ったので、今のように民間の予測会社がやって、市がまるごとオープンにするという契約をしたらどうだろうかと思ったのですが、市がやるにしても、市民に対してオープンにできるということに法律的な工夫ができれば済むのではないかとと思うのですが、落合

委員、何か意見はありますか。

○落合委員 このところはできる限り1回の契約というか、せめて1回自治体が契約するだけだったり、もしくは住民の同意を取るにしても、スーパーシティの選定の中で同意を取ったりするそのプロセスだけで済ませないと、事務的に繁雑になり過ぎて最終的に業務のDXと反対の方向に行ってしまうというお話だと思われました。このような論点を解決できるのであれば、契約でもいいとは思うのですけれども、いずれにしてもそこは整理して1回ぐらいまでだったら、1回のプロセスで終わるのであればよいということなのかなと思っていたのですが、そういうことで高松市の方々はよろしいのでしょうか。

○小澤部長 そうです。報告書では、リスクみたいなものも全部説明して、同意を個別にきちんと取り、分かった人に対してしか予報の情報を渡してはいけないみたいな書き方だったので、包括的に1回の同意で済むのであれば、かなり楽にはなるのかなと思います。

○落合委員 要するに、住民の方々に意見を聞いたというときにも、同意の場合と情報的には同じ程度の情報は全部デスクロウズした上で公表する形は多分あるわけですね。

○八田座長 これは趣旨が非常にもっともな趣旨だから、何か工夫でうまく行きそうな感じがしますね。では、これから離れて、どのトピックでも委員の方から御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 まず1点目がバタクスのほうで、これは非常に素晴らしい取組だと思っていて、前回のワーキンググループヒアリングでもしっかり御答弁いただいたので非常に良かったのではないかと思います。省庁からの回答を見ておりますと、事前確定運賃の話は提案を受けますということで、それも一つの部分だったと思いますが、5割ぐらいの範囲での変動もというのはあると思っておりました。もう一つ、乗合と乗用の区分については、事前確定の点だけが受け入れられれば良かったのでしょうか。

○伊賀課長補佐 高松市の伊賀でございます。

事前確定の話だけでは、当然不十分であると考えております。おっしゃっていただいたとおり、運賃変動の話は、課題がまだ残っていると認識して、運賃変動の条件であるとか運賃変動の幅を、実は今年度、実証事業の中でタクシー協会側と協業しながら、現行のルールの中で検証していくこととしております。

○落合委員 分かりました。そうすると、前回も議論したような5割ぐらいまで必要と認識しました。事前確定で国土交通省の実験でやっているのが1～2割ぐらいの範囲での変動で行っていたと思うのですが、そこを5割ぐらいに大きく伸ばすような提案を踏まえて、実施の可否を検討していただくという形でよろしいのでしょうか。

○伊賀課長補佐 そうです。ただ、実証事業自体が今年度末まででして、結構デリケートなところでもありますので、そのあたりは協会側としっかり信頼関係を築きながらやっていきたい。高松市としては明確に何割が必要なのかというのはなかなか答えにくいところがございますので、最大5割程度というのはいただくと、我々がやりたいことが可能で

あると、現時点で言えるのはそういう状態というところでございます。

○八田座長 今の点について、前回もちょっと申し上げたのですが、規制の眼目としては、儲け過ぎたら困るから料金のある程度規制したいというわけですから、一種のレベニューキャップですね。総収入がコストに見合っただ体何割ぐらいあればいいということにすれば、高くしたところの分だけ他の時間で安くする。そして、全体で見たらとんとんになるようにするというようなことがあれば、元来5割でなくてももっと上でもいいのではないかと思います。念のために5割とか6割というのを付けてもいいけれども、やはりどこかで引き下げるといのがないと納得性がないのではないかと思います。

他に何かありますでしょうか。阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 基本的な質問です。気象予報士の設置義務緩和ということですが、準用河川、普通河川は予報による影響範囲が限定的ということに関しては、地域特性であるのか、もしくは一般的に予報の影響範囲が限定的だということとは言えることなのですか。このことと気象予報士が要らないというところについてのつながりが少し理解できなかったのもう少し御説明をいただければありがたいと思います。

○小澤部長 ありがとうございます。高松市が今、スマートシティの取組でも水位センサーを付け、観測の対象にしている準用河川、普通河川は、普通の水路みたいなところとか、かなり小さいところが多いので、そういったところについて一つ一つデータを見て、気象予報士が、この予測は良いという判断を待ってから発表するというのではなくて、できるだけ機械的に予測して迅速に発表することができたらいいのではないかとということです。また、高松市の特性として、そのような小さい河川が多いので、影響範囲が小さいのではないかと考えております。

全国的に他の地域で準用河川がどれぐらいの大きさのものが多いのか、そこまで把握はできていないですけれども、そのような小さい河川が多いのかなと考えています。

○阿曾沼委員 もう1点、関与のことですが、関与しなくても全く問題ないというお考えですね。専門家がいなくても別に問題ないということの理解でよろしいわけですね。

○小澤部長 そうです。モデルを作るときにはもちろん意見は聞く必要があると考えておりますが、その都度、発表するときには必要ないのではないかとということです。

○八田座長 では、モデルを作るときに関与を明確にするという、それから、ある程度結果に対して責任を負わせるというのが要るのではないですか。

○小澤部長 そうです。

○八田座長 さっきのお話のうち、予測の情報をオープンに公開するというのはすごく説得性があるけれども、気象予報士が全く関与しないというのは受け手としては非常に分かりにくいので、ある機械的な結果を出したいというのなら、少なくともそのプログラムや何かをきちんとした責任を持って認定する人が誰かいなければまずいのではないのでしょうかね。

○小澤部長 それはおっしゃるとおりだと思います。

○阿曾沼委員 関与のあり方ということについて、何か義務の中で個別にこれはこうしなければいけない、発表は気象予報士でなければいけないという要件があるのだとすれば、関与のあり方に関して、こことこの部分はもう必要ないのではないかという具体的な例示があると、より分かりやすいと思いました。

○小澤部長 ありがとうございます。

○八田座長 他にございますでしょうか。落合委員、どうぞ。

○落合委員 最後に1点だけ。都市公園法についておっしゃっていただいた部分があります。これも回答を見ると現状の法令でできるのではないかとされているのですが、提出していただいた資料の18ページで、段階的なベース・レジストリ強化手順というのを拝見しますと、公園だけではなくて道路とか下水道、建築、都市計画というのが入っているように見受けられます。このため、今回、都市公園法だけを書かれていたことの意図がどうなのだろうと思いました。つまり、資料23ページの再提案に他の法令も指し示す必要はないのでしょうかというのが一つです。また、とりあえず勝手に定めていいというふうには回答に書かれているのですけれども、都市公園法の中では技術基準とかが定められているので困るといったようなことがないのかという、この二つの点をそれぞれ伺えればと思います。

○伊賀課長補佐 高松市の伊賀でございます。ありがとうございます。

1点目の質問に対してですけれども、逃げ遅れゼロなど、公園を利活用しようというサービスが今回のスーパーシティの提案の中で含まれています。そのようなこともありまして、都市公園法というところから、防災の視点でも使い勝手がいいということで提案しているというのが1点目の質問に対する答えです。

2点目の質問に対しての答えになりますが、回答自体が我々には不十分かなと思っております。法令の中では保管義務がうたわれていて、施行規則の中で持つておかないといけない地図の事項というのが定められています。これを全て公園管理者が持つておかないといけないという法の建付けになっているという認識です。

我々が今回提案しているのは、レイヤーごとに、例えば公園管理者が持つていない地図も引用しながら、公園管理者が所有していなくとも連携基盤の中で地図が表現できているのであれば、スマートでそのほうが持ち方としてはいいよねという提案をしていることからすると、その御回答ではまだ不十分かなというのがこちらの認識でございます。

○落合委員 ありがとうございます。前半のほうについては、例えば道路とかの法令も御指摘されたほうがよろしいかと思っております。もちろん、順序として先に都市公園法からやっていくのはいいと思うのですけれども、他の法令も併せたほうがいいのではないかとも思われたのですが、この点、いかがでしょうか。

2点目につきましては、管理者が必ずしも持つていなくても、つまり、データ連携基盤を持つている主体が管理者以外の者であったとしても、それを参照すればいいという形が良いということでしょうか。つまり、例えば外部に委託してもいいとかということも含め

て書かれているのであればそれでよく、その部分を確認したいということでしょうか。

○伊賀課長補佐 まず1点目については、当然このような提案をさせていただいている以上、都市公園法に限ったものではないという認識でございます。そこは同意見でございます。

2点目についても、今おっしゃられたとおりで、回答としてはどういう持ち方でもいいから持っていればいいという回答に見受けられるのですけれども、持っていないという前提に立った際、参照という形でも保管というのが成立するかどうかという視点の御回答をいただきたいなというところでございます。

○落合委員 分かりました。その部分は提案の内容自体はよく分かるのですが、書き方として少し分からないところがあったので、質問の立て方を若干調整していただくのがいいのかなと思います。

○伊賀課長補佐 ありがとうございます。

○八田座長 それでは、他にございませんでしょうか。原委員、どうぞ。

○原委員 大変ありがとうございます。お疲れさまです。

国家戦略特区の指定が適切なかどうか、私はこれまでの特区指定の相場観から考えて特区指定は難しいのではないかなと思いますが、いずれにしても規制改革が早急に実現できるようにしていけるとよろしいかと思いました。引き続き、どうぞよろしく願います。

○八田座長 それでは、ちょうど時間になりましたので、これをもちまして高松市のセッションを終了したいと思います。高松市、どうもありがとうございました。